

大田市告示第103号

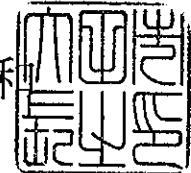
道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を開始したので別紙のとおり告示する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月3日

島根県大田市長 桝野 弘和



記

1. 路線名 別 紙

2. 供用開始の区間 別 紙

3. 供用開始の期日 令和5年6月27日

4. 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 大田市役所建設部土木課
期 間 自 令和5年7月3日
至 令和5年7月16日